

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年11月12日
【四半期会計期間】	第10期第1四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）
【会社名】	株式会社Birdman
【英訳名】	Birdman Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊達 晃洋
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区松濤一丁目5番3号
【電話番号】	03-6865-1322
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼CHRO 三橋 秀一
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区松濤一丁目5番3号
【電話番号】	03-6865-1322
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼CHRO 三橋 秀一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第1四半期 累計期間	第9期
会計期間	自 2021年7月1日 至 2021年9月30日	自 2020年7月1日 至 2021年6月30日
売上高 (千円)	454,014	1,757,903
経常利益又は経常損失 () (千円)	8,780	208,316
四半期純利益又は当期純損失 () (千円)	12,318	49,620
持分法を適用した場合の投資損失 () (千円)	2,287	5,694
資本金 (千円)	390,763	390,763
発行済株式総数 (株)	2,546,400	2,546,400
純資産額 (千円)	342,409	332,140
総資産額 (千円)	1,367,675	1,161,606
1株当たり四半期純利益又は1株 当たり当期純損失 () (円)	4.83	19.84
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	4.81	-
1株当たり配当額 (円)	-	-
自己資本比率 (%)	24.7	27.9

(注) 1. 当社は、2021年1月1日付で当社の連結子会社である株式会社カラス、株式会社噂、株式会社円卓、株式会社Spark、株式会社arca及び株式会社BIRDMANを吸収合併したことにより連結子会社が存在しなくなったため、第9期第3四半期会計期間より四半期連結財務諸表を作成しておりません。そのため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 1株当たり配当額については、無配のため記載しておりません。

4. 当社は、第9期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第9期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社は、エンターテインメント・トランスフォーメーション事業(以下、「EX事業」という。)を開始しました。

これは、コロナ禍で試行錯誤の続くエンターテインメント業界をアップデートするべく、当社の主力事業領域であるクリエイティブやデジタル・テクノロジーを駆使し、新進気鋭のアーティストやクリエイターと連携しながら新しいエンタメの形を創出することを目的としたものであります。

なお、主要な関係会社における異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年1月以降継続的に緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置が適用され、依然として厳しい状況にある中、ワクチン接種などその影響の縮小を目指した動きがみられました。ただし、今後、感染者数が再度拡大となった場合は、自粛要請や緊急事態宣言などで経済活動が抑制されるリスクがあり、引き続き事業環境の先行きに注意が必要な状況にあります。

このような状況下において、当社は、案件獲得能力の組織的強化、各案件の収益性向上及び社員の生産性向上に取り組みました。

以上の結果、当社の当第1四半期累計期間における売上高は454,014千円、営業利益は9,373千円、経常利益は8,780千円、四半期純利益は12,318千円となりました。

また、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当第1四半期会計期間の期首から適用しております。詳細については、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」をご覧ください。なお、当該会計方針の変更による影響は軽微であります。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。なお、当社は、従来「ブランディング事業」のみの単一セグメントでありましたが、当第1四半期会計期間より、新規事業であるEX事業を開始したことに伴い、報告セグメントとして「EX事業」を追加しております。また、当該変更に伴い、従来「ブランディング事業」としていた報告セグメントの名称を、「マーケティング・トランスフォーメーション事業（以下、「MX事業」という。）」に変更しております。当該変更は報告セグメントの名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

MX事業

MX事業では、顧客の企業としてのブランド価値や商品・サービスのブランド価値を高めるべく、一般消費者へのイメージアップや認知度・購買意欲の向上等を図るためのソリューションを提供しております。そのため、顧客の顕在化したニーズだけではなく潜在的なニーズも引き出し、各ニーズに合うような様々なサービスを組み合わせた提案を行い、元請から下請に至る多段階構造ではなくワンストップでソリューションを提供し、既成概念を打ち破るクリエイティブとビジネスソリューション、それらを実現するテクノロジーを駆使したアイデアを実装していきます。MX事業では、コンサルティング会社・広告会社・PR会社など縦割りで行っていたビジネスを内製化により一貫通貫することで、迅速な対応及び顧客へコストメリットを創出することができ、企業や社会の挑戦に伴走します。

なお、売上高は446,587千円、セグメント利益は128,925千円となりました。

EX事業

EX事業とは、エンターテインメント・トランスフォーメーション事業の略語で、エンターテインメント業界をアップデートするべく、当社の主力事業領域であるクリエイティブやデジタル・テクノロジーを駆使し、新進気鋭のアーティストやクリエイターと連携しながら新しいエンタメの形を創出する事業であります。わが国においては、通信やデジタル・テクノロジーの発達で、リアル空間からデジタル空間をストレスなく、シームレスに行き来できるようになってきており、新しいエンターテインメントの形や次世代のエンターテイナーが次々と生まれようとしております。このような状況下において、当社が従来から有するブランディング・広告プロモーションやデジタル・テクノロジーの知見を駆使して、型にとらわれずジャンルレスに生きる次世代アーティスト・クリエイターがファンとの新たなコミュニケーションや関係を構築でき、スターになるためのプラットフォームを実現します。2021年9月14日の「新規事業の開始と業績予想の修正に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、当該事業は2021年9月より開始しており、今後はライブ出演、グッズの販売及びファンクラブ会費等の収入が発生します。

なお、売上高は7,426千円、セグメント利益は1,246千円となりました。

(資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産は、前事業年度末に比べ176,128千円増加し999,783千円となりました。これは、主として受取手形及び売掛金が177,456千円増加したことによるものであります。

当第1四半期会計期間末における固定資産は、前事業年度末に比べ29,941千円増加し367,892千円となりました。これは、主として投資有価証券が30,000千円増加したことによるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債は、前事業年度末に比べ45,810千円増加し368,691千円となりました。これは、主として買掛金が24,420千円、その他が22,451千円増加したことによるものであります。

当第1四半期会計期間末における固定負債は、前事業年度末に比べ149,990千円増加し656,575千円となりました。これは、長期借入金が149,990千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ10,269千円増加し342,409千円となりました。これは、新株予約権が3,502千円減少したものの、四半期純利益の計上等により利益剰余金が13,771千円増加したことによるものであります。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当社は、2021年9月14日開催の取締役会において、7ORDER（セブンオーダー）とアーティスト活動に関するグロースパートナーシップ契約を締結することを決議し、同日付でグロースパートナーシップ契約を締結しました。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,900,000
計	6,900,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,546,400	2,546,650	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株 であります。
計	2,546,400	2,546,650	-	-

(注) 1. 2021年10月1日から2021年10月31日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が250株増加しております。

2. 「提出日現在発行数」欄には、2021年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2021年7月1日～ 2021年9月30日	-	2,546,400	-	390,763	-	380,763

(注) 2021年10月1日から2021年11月12日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が250株、資本金及び資本準備金がそれぞれ108千円増加しております。

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,544,500	25,445	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
単元未満株式	普通株式 1,900	-	-
発行済株式総数	2,546,400	-	-
総株主の議決権	-	25,445	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、自己保有株式49株が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、四半期損益計算書に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)及び第1四半期累計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人A & Aパートナーズによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

2021年1月1日付で当社の連結子会社である株式会社カラス、株式会社噂、株式会社円卓、株式会社Spark、株式会社arca及び株式会社BIRDMANを吸収合併したことにより、連結子会社が存在しなくなったため、前第3四半期会計期間より四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	495,888	499,717
受取手形及び売掛金	279,082	456,538
未成業務支出金	16,694	5,177
その他	35,755	42,115
貸倒引当金	3,765	3,765
流動資産合計	823,654	999,783
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	102,769	102,769
工具、器具及び備品	17,725	21,056
機械装置及び運搬具	3,297	3,297
減価償却累計額	31,099	34,591
有形固定資産合計	92,693	92,532
無形固定資産		
ソフトウェア	4,368	4,840
無形固定資産合計	4,368	4,840
投資その他の資産		
投資有価証券	125,468	155,468
関係会社株式	24,645	24,645
長期貸付金	1,250	1,250
敷金	89,575	89,321
長期未収入金	241,223	236,223
その他	1,200	1,085
貸倒引当金	242,473	237,473
投資その他の資産合計	240,889	270,520
固定資産合計	337,951	367,892
資産合計	1,161,606	1,367,675
負債の部		
流動負債		
買掛金	86,352	110,772
1年内返済予定の長期借入金	202,105	200,040
未払法人税等	4,051	5,055
その他	30,372	52,824
流動負債合計	322,881	368,691
固定負債		
長期借入金	506,585	656,575
固定負債合計	506,585	656,575
負債合計	829,466	1,025,266
純資産の部		
株主資本		
資本金	390,763	390,763
資本剰余金	380,763	380,763
利益剰余金	447,515	433,744
自己株式	95	95
株主資本合計	323,916	337,687
新株予約権	8,224	4,721
純資産合計	332,140	342,409
負債純資産合計	1,161,606	1,367,675

(2)【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)
売上高	454,014
売上原価	307,629
売上総利益	146,384
販売費及び一般管理費	137,011
営業利益	9,373
営業外収益	
受取利息	2
保険配当金	491
その他	319
営業外収益合計	812
営業外費用	
支払利息	1,161
その他	243
営業外費用合計	1,405
経常利益	8,780
特別利益	
貸倒引当金戻入額	5,000
特別利益合計	5,000
税引前四半期純利益	13,780
法人税、住民税及び事業税	2,103
法人税等調整額	641
法人税等合計	1,462
四半期純利益	12,318

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準等の適用による、当第1四半期累計期間の損益及び利益剰余金期首残高に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる四半期財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)(会計上の見積りにおける一定の仮定)に記載した新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する仮定について重要な変更はありません。

(四半期損益計算書関係)

貸倒引当金戻入額

当第1四半期累計期間(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

当社の取引先1社に対する債権を取り立てたため、回収額である5,000千円の貸倒引当金戻入額を計上することといたしました。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)
減価償却費	3,586千円

(持分法損益等)

	当第1四半期会計期間 (2021年9月30日)
関連会社に対する投資の金額	24,645千円
持分法を適用した場合の投資の金額	14,052

	当第1四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)
持分法を適用した場合の投資損失の金額()	2,287千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期損益計算 書計上額 (注)2
	MX事業	EX事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	446,587	7,426	454,014	-	454,014
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	446,587	7,426	454,014	-	454,014
セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-
計	446,587	7,426	454,014	-	454,014
セグメント利益	128,925	1,246	130,172	120,799	9,373

(注)1. セグメント利益の調整額 120,799千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(報告セグメントの変更)

当社は、従来「ブランディング事業」のみの単一セグメントでありましたが、当第1四半期会計期間より、新規事業であるEX事業を開始したことに伴い、報告セグメントとして「EX事業」を追加しております。また、当該変更に伴い、従来「ブランディング事業」としていた報告セグメントの名称を、「MX事業」に変更しております。当該変更は報告セグメントの名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「(会計方針の変更)(収益認識に関する会計基準等の適用)」に記載のとおり、当第1四半期会計期間の期首より収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理の方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の測定方法を同様に變更しております。

この変更が当第1四半期累計期間のセグメント利益に与える影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	4円83銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	12,318
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	12,318
普通株式の期中平均株式数(株)	2,546,351
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	
(算定上の基礎)	4円81銭
四半期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	9,859
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月10日

株式会社Birdman
取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ
東京都中央区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木間 久幸 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松本 浩幸 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社Birdmanの2021年7月1日から2022年6月30日までの第10期事業年度の第1四半期会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社Birdmanの2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レ

ビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。